

報告第 4 6 号

平成 1 5 年 1 1 月 6 日承認

総務・企画部会総務分科会の事務事業調整方針について

総務・企画部会総務分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第46号

協 議 会 報 告 項 目

総 務 ・ 企 画 部 会

総務分科会 1-2

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
1 - 2 - 1	選挙管理委員会の運営(委員の職務、開催及び運営、委員の報酬)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 2	選挙啓発団体の組織・編成	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 3	常時啓発	4/24			5/8	
1 - 2 - 4	選挙時啓発	4/24			5/8	
1 - 2 - 5	選挙人名簿関係(閲覧含む)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 6	農業委員会委員選挙関係	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 7	海区漁業調整委員会委員選挙関係	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 8	財産区選挙関係	4/24			5/8	
1 - 2 - 9	土地改良区総代会総代選挙関係	4/24			5/8	
1 - 2 - 10	検察審査会候補者選定	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 11	不在者投票の管理執行(投票場所、施設不在者投票等)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 12	他市町村及び船員の不在者投票	4/24			5/8	
1 - 2 - 13	後援会事務所等の立札、看板等の証票の交付	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 14	投票関係(投票区)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 15	投票関係(投票事務従事者の選任、配置及び投票事務)	4/24			5/8	
1 - 2 - 16	投票関係(投票立会人の選任)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 17	投票関係(投票立会人の報酬)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 18	投票関係(ポスター掲示場の設置)	4/24	6/5		6/5	

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
1 - 2 - 19	投票関係(選挙公報の作成及び配布)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 20	投票関係(投票所入場券)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 21	投票関係(議会議員、首長選の投票用紙等)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 22	議会議員、首長選における選挙運動の届出	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 23	議会議員、首長選における選挙運動の管理(選挙公営、公営施設の個人演説会等)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 24	開票関係(開票所)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 25	開票関係(選挙長、開票管理者等の選任及び報酬)	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 26	開票関係(開票事務従事者の選任、開票作業)	4/24			5/8	
1 - 2 - 27	投、開票従事者の手当	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 28	在外投票関係	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 29	監査委員	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 30	定期監査	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 31	工事監査	4/24			5/8	
1 - 2 - 32	随時監査	4/24			5/8	
1 - 2 - 33	行政監査	4/24			5/8	
1 - 2 - 34	財政援助団体等監査	4/24			5/8	
1 - 2 - 35	住民監査請求	4/24			5/8	
1 - 2 - 36	例月出納検査	4/24	6/5		6/5	

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
1 - 2 - 37	決算審査	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 38	市章関係事務	4/24	9/13		9/18	
1 - 2 - 39	市民歌関係事務	4/24			5/8	
1 - 2 - 40	市民憲章関係事務	4/24			5/8	
1 - 2 - 41	市の木、花・鳥等関係事務	4/24			5/8	
1 - 2 - 42	市制実施事務	4/24	6/5		6/5	
1 - 2 - 43	儀式式典・表彰に関する事	10/9			10/20	
1 - 2 - 44	叙位・叙勲・褒章に関する事	4/24			5/8	
1 - 2 - 45	名誉市民に関する事	10/9			10/20	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 選挙管理委員会の運営(委員の職務、開催及び運営、委員の報酬)	法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該地方公共団体又は国、他の地方公共団体、その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに係るある事務を管理運営している。 現行 委員4人、補充員4人 事務局の定数5人 委員の報酬 委員長 月額41,000円 委員 月額30,600円	同左 現行 委員4人、補充員3人 事務局の定数1人 委員の報酬 委員長 月額16,600円 委員 月額10,400円	同左 現行 委員4人、補充員4人 事務局の定数2人 委員の報酬 委員長 年額95,000円 委員 年額85,000円	同左 現行 委員4人、補充員4人 事務局の定数1人 委員の報酬 委員長 年額95,000円 委員 年額85,000円	同左 現行 委員4人、補充員4人 事務局の定数1人 委員の報酬 委員長 年額 95,000円 委員 年額 85,000円 (なお、別途選挙1回につき15,000円追加支給する。)	同左 現行 委員4人、補充員4人 事務局の定数2人 委員の報酬 委員長 年額 95,000円 委員 年額 85,000円
2 選挙啓発団体の組織・編成	選挙が選挙人の自由に表明する意志によって、公正かつ適正に行われるよう有効適切な諸方策を推進し、選挙人の政治常識の向上に努め、もって民主主義の健全な発達を図る目的で明るい選挙推進協議会が組織されている。 組織としては、各種団体、機関等の推挙した委員(30人以内)と協力会員(人数制限無し)で編成され、街頭啓発や委員、協力会員の研修会を実施している。 委員報酬 無し (但し、街頭啓発の場合、謝礼として1回2,000円程度の報償品を支給。)	同左 組織としては、各種団体、機関等の推挙した委員(15人以内)を中心に明るい選挙の会が組織されて、街頭啓発、選挙時の公報の配布の手伝い、各研修等に参加し公正な選挙執行を目指して活動している。 委員謝礼 年額 6,900円	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 2. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 現行 委員4人、補充員3人 事務局の定数2人 委員の報酬 委員長 1回5,000円 委員 1回5,000円	同左 現行 委員4人、補充員4人 事務局の定数2人 委員の報酬 委員長 日額5,000円 委員 日額5,000円	同左 現行 同左	同左 現行 委員 4人、補充員 4人 事務局の定数 3人(但し兼務) 委員の報酬 委員長 日額 9,000円 委員 日額 8,000円	・地方自治法の規定により、委員・補充員それぞれ4人とされており、議会の選挙により選任される。なお、法の規定により、議会選出されるまでの間、合併市町村の選管委員の互選による暫定委員会を発足させるものとするが、法定協議会の中で事前の調整が求められる。
津市に同じ 組織としては、各種団体等の委員及びその他の団体等が推挙した委員(10人以内)で編成され、街頭啓発や委員の研修会を実施している。 委員報酬 1回 5,000円	同左 同左	同左 同左 委員報酬 1回 5,000円	同左 同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 常時啓発	<p>市民を対象に、選挙の啓発活動として恒常的に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民白バラ講演会の開催(津市明るい選挙推進協議会との共催) 2. 年3回程度白バラクイズを市政だよりに登載 3. 啓発チラシ、ポスター等を公共施設に配布 <p>小学校・中学校の児童生徒を対象として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童会、生徒会選挙用として、選挙用品の貸出 2. 明るい選挙ポスター応募作品の募集等を行っている。 <p>また、市民センター4箇所、公民館1箇所、福祉施設1箇所、団地入口1箇所計7箇所への啓発塔の設置を行っている。</p>	<p>久居市明るい選挙の会、会員約130名の研修を年1回開催。その会員の方から市民に、各種機会にて啓発を行っている。</p> <p>また、小学校、中学校へポスター等の応募依頼をしている。</p>	<p>町民を対象に選挙の啓発活動として恒常的に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 啓発文を町広報紙に掲載 2. 啓発チラシ・ポスター等を公共施設に配布 3. 町主催イベントの中で啓発物品の配布等を行っている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 啓発チラシ・ポスター等を公共施設に配布 2. 成人式で啓発物品の配布 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 村内小中学校へ、明るい選挙ポスター応募作品の募集等を行っている。 2. 村成人式での、パンフレットの配布 <p>その他、ポスターの掲示、村広報に掲載(随時)</p>	<p>明るい選挙ポスター応募作品の募集等を行っている。</p>
4 選挙時啓発	<p>市民を対象に、選挙時の啓発活動として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 街頭啓発(津市明るい選挙推進協議会委員の協力を得て)津サティ、サンバレー、松菱前、センターパレスビル前、三重会館前で 2. 駅前啓発(津市明るい選挙推進協議会委員の協力を得て)津駅東、津駅西、津新町駅で 3. FM三重、三重テレビ、ケーブルテレビでの啓発放送 4. 電光文字放送(津市時計台、庁舎玄関ニュースボード、津ポート電光掲示板) 5. 懸垂幕の掲示(市庁舎、アスト津)、横断幕の掲示(市庁舎、津ポート) 6. 公用車による巡回啓発(告示日から投票日まで) 7. 公用車へのポディーパネルの貼付 8. 市政だより選挙特集号の発行 9. 市関係施設、市内大型店での啓発ポスター掲示及び場内放送 10. 選挙公報補完箱の設置(市内68箇所) 11. 市内の循環バスのプレート看板を利用した啓発等を実施している。 	<p>市民を対象に、選挙時の啓発活動として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 街頭啓発(久居市明るい選挙の会の協力を得て)久居駅、ジャスコ久居店前、ぎゅーとら駐車場 2. 公用車による巡回啓発 3. 懸垂幕の掲示(市庁舎、ポルタひさい) 4. 公用車へのポディーパネルの貼付 5. 市広報選挙特集号の発行 6. 市関係施設での啓発ポスター掲示 	<p>町民を対象に、選挙時の啓発活動として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 懸垂幕の掲示(庁舎) 2. 公用車による巡回啓発(告示日から投票日まで) 3. 公用車へのポディーパネルの貼付 4. 町広報紙選挙特集号の発行 5. 町関係施設での啓発ポスター掲示等を実施している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公用車による巡回啓発(告示日から投票日まで) 2 公用車へのポディーパネルの貼付 3 町広報への掲載 4 町関係施設での啓発ポスター掲示等を実施している。 	<p>選挙時の啓発活動として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 懸垂幕の掲示(村庁舎) 2. 公用車による巡回啓発(告示日から投票日まで) 3. 公用車へのポディーパネルの貼付 4. 村広報紙への掲載 5. ポスター掲示場を利用した啓発 6. 啓発物資の作成・配布等を実施している。 	<p>町民を対象に、選挙時の啓発活動として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電光掲示板での啓発 2. 懸垂幕の掲示(庁舎)、横断幕の掲示(庁舎) 3. 公用車による巡回啓発(投票日前々日から投票日まで) 4. 公用車へのポディーパネルの貼付 5. 町広報選挙特集号の発行 6. 町関係施設での啓発ポスター掲示等を実施している。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 4. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
町民を対象に、選挙の啓発活動として 1. 啓発チラシ、ポスター等を公共施設に配布及び掲示 2. 明るい選挙ポスター応募作品の募集等を行っている。	1. 成人式において、啓発物資を配布。 2. 小、中学校児童生徒を対象に明るい選挙ポスター応募作品の募集等を行っている。	1. 小学校、中学校の児童生徒を対象として、「明るい選挙ポスター」応募作品の募集等を行っている。 2. 成人式において、選挙啓発チラシ等を配布している。	村民を対象に、選挙の啓発活動を行なうものである。 1. 県からの啓発物品を各保育所に配付。 2. 成人式において、新成人に啓発用品を配布 3. 啓発チラシ、ポスター等を公共施設に配布及び掲示	・津市で実施している「白バラ講演会」を順次各地域で開催するなど均等化を図るとともに他の啓発内容を工夫することとする。 ・啓発塔の設置、更新についても調整する。
町民を対象に、選挙時の啓発活動として 1、街頭啓発(明るい選挙推進協議会委員、選管委員) 2、懸垂幕の掲示(町庁舎) 3、公用車による巡回啓発 4、公用車へのポディーパネルの貼付 5、公共施設での啓発ポスター掲示 6、町内行政無線で選挙啓発等を実施している	町民を対象に、選挙時の啓発活動として 1、街頭啓発(一志町明るい選挙推進協議会委員の協力を得て)とことめの里一志、波瀬出張所、マックスバリュー、ぎゅうとら等で 2、駅前啓発(一志町明るい選挙推進協議会委員の協力を得て)川合高岡駅で 3、懸垂幕の掲示(役場庁舎) 4、公用車による巡回啓発(告示日、投票日) 5、公用車への啓発マグネットパネルの貼付 6、広報いちしへでの啓発 7、町内公共施設等での啓発ポスター掲示等を実施している。	町民を対象に、選挙時の啓発活動として 1、街頭啓発(白山町明るい選挙推進協議会委員の協力を得て)町内スーパーにおいて 2、駅前啓発(白山町明るい選挙推進協議会委員の協力を得て)神原温泉口駅で 3、懸垂幕の掲示(町庁舎) 4、公用車による巡回啓発(告示日から投票日まで) 5、公用車へのポディーパネルの貼付 6、スーパーでの啓発ポスター掲示及び場内放送 7、町民バスのプレート看板を利用した啓発等を実施している。	村民を対象に、選挙時の啓発活動として、 1. 啓発パレード(明るい選挙推進委員の協力を得て、村内を啓発パレードする) 2. 公用車へのポディーパネルの貼付 3. 懸垂幕の掲示(本庁舎) 4. CATVでの啓発放送 5. 広報みすぎでの啓発	・啓発内容の均等化を図る。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 選挙人名簿関係 (閲覧含む)	<p>公職選挙法の規定に基づき年4回(3月、6月、9月、12月)に行われる定時登録と選挙のつど行われる選挙時登録及びその登録された者に関する要件により抹消、転出等の表示をし、選挙人名簿の調整を行っている。</p> <p>また、定時登録は、登録月の3日から同月7日までの間、選挙時登録は、当該選挙を管理する選挙管理委員会の定める期間縦覧に供するとともに、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの間以外は常時その閲覧に供している。</p> <p>閲覧に関する取り扱い規程等の有無 有り</p> <p>名簿コピーの可否 不可</p>	同左	同左	同左	同左	同左
6 農業委員会委員選挙関係	<p>選挙人名簿の調整 毎年1月1日現在での選挙人名簿を2月20日までに調整しなければならない。</p> <p>選挙人名簿の縦覧 2月23日から15日間選挙人名簿を縦覧に供する。</p> <p>選挙人名簿の確定 縦覧に供した後3月31日をもって選挙人名簿を確定し、次年の3月30日まで据え置く。</p> <p>選挙の実施 任期の3年ごとに農業委員会委員選挙を実施する。</p> <p>現行 定数 30人 選挙区 5選挙区 投票区 16投票区</p>	同左	同左	同左	同左	同左
		<p>閲覧に関する取り扱い規程の有無 有り</p> <p>名簿コピーの可否 可</p>	<p>閲覧に関する取り扱い規程の有無 無し</p> <p>名簿のコピーの可否 不可</p>	津市に同じ	同左	<p>現行 定数 28人 選挙区 1選挙区 投票区 16投票区</p>
		<p>現行 定数 16人 選挙区 1選挙区 投票区 8投票区</p>	<p>現行 定数 16人 選挙区 1選挙区 投票区 5投票区</p>	<p>現行 定数 10人 選挙区 1選挙区 投票区 3投票区</p>	<p>現行 定数 15人 選挙区 1選挙区 投票区 4投票区</p>	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		5. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 6. 新たに制度を制定する。(合併と同時)		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿の調整及び作成については、各市町村とも住民基本台帳と連動させているが、電算システムを統一するものとする。 ・選挙人名簿の閲覧については、取り扱いが異なっていることから、名簿コピーについては不可の方向で調整する。
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会との調整が必要である。 ・投票区、投開票場所は現行通りとし、開票所は原則として1選挙区1開票所とする。
現行 定数 10人 選挙区 1選挙区 投票区 1投票区	現行 定数 16人 選挙区 1選挙区 投票区 4投票区	現行 定数 16人 選挙区 1選挙区 投票区 10投票区	現行 定数 16人 選挙区 1選挙区 投票区 7投票区	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 海区漁業調整委員会委員選挙関係	選挙人名簿の調整 毎年9月1日現在での選挙人名簿を10月15日までに調整しなければならない。 選挙人名簿の縦覧 10月20日から11月3日まで選挙人名簿を縦覧に供する。 選挙人名簿の確定 縦覧に供した後12月5日をもって確定し、次年の12月4日まで据え置く。 選挙の実施 任期の4年ごとに海区漁業調整委員会委員選挙を実施する。 現行 4投票区	-	津市と同じ 現行 1投票区	-	-	-
8 財産区選挙関係	-	任期4年ごとに実施する財産区議会議員の管理執行を行う。議員定数は12名であり、次回執行は15年4月となっている。	-	1財産区ある。(河内財産区)過疎のため、将来的には存続不可能となることも考えられる。予算計上なし。議員の定数は6名、河内財産区に選挙費用を請求。次回執行は平成17年3月	-	-
9 土地改良区総代会総代選挙関係	選挙に関する経費は当該土地改良区が負担のため予算計上はしていない。 任期の4年ごとに実施する総代会総代選挙の管理(土地改良区が執行する選挙の指導。) 現行 8改良区	同左 現行 3改良区	同左 現行 1改良区	同左 現行 3改良区(安濃川右岸土地改良区については、ほ場整備田が安濃町と芸濃町にまたがり、事務所が安濃町にあるため、安濃町主体である)	同左 現行 1改良区	同左 現行 3改良区

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 投票区、投票所は、現行どおり存続し、現行のまま新市に引き継ぐ。開票所については、新たに制度を制定する。(合併と同時) 8. 現行のまま新市に引き継ぐ。 9. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
津市に同じ 現行 1投票区	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・投票区、投票所については、現行のまま存続する方向で検討する。 ・開票所については1箇所とし、選挙管理委員会の設置場所の近辺で行う。
-	議員定数 11名 選挙執行にかかる経費は、財産区から町一般会計へ繰り入れられ、町選管が執行する。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・そのあり方については、当該財産区の意見を聞き、新市において調整する。
-	津市に同じ 現行 8改良区	選挙に関する経費は当該土地改良区が大半負担のするため、一部(当選証書など)経費を予算計上する。 任期の4年ごとに実施する総代会総代選挙の管理(土地改良区が執行する選挙の指導。)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・合併対象外の市町村にまたがる改良区の取り扱いについては、関係改良区の意見を聞き、新市において調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	総務・企画部会
関係項目						分科会	総務分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
10 検察審査会候補者選定	<p>選挙人名簿に登録された者の中から、毎年12月20日までに通知される検察審査会事務局長からの員数の倍数の人数をそれぞれ第1群から第4群に属すべき検察審査員候補者予定者としてくじで選定し、資格調査のうえ、資格を有する予定者の中から割り当てられた員数の人数をそれぞれ第1群から第4群に属すべき検察審査員候補者としてくじで選定のうえ、1月15日までに検察審査員候補者名簿を調整し、検察審査会事務局に送付する。</p> <p>津市への割り当て人数は例年82名である。</p>	<p>同左</p> <p>久居市への割り当て人数は例年21名程度である。</p>	<p>同左</p> <p>河芸町への割り当て人数は例年10名である。</p>	<p>同左</p> <p>芸濃町への割り当て人数は例年5～6名である。</p>	<p>同左</p> <p>美里村への割り当て人数は例年3～4名である。</p>	<p>同左</p> <p>安濃町への割り当て人数は例年7名である。</p>	
11 不在者投票の管理執行（投票場所、施設不在者投票等）	<p>不在者投票は、投票当日主義の例外として選挙期日の公示日から当該期日の前日までに、あらかじめ投票させる制度で、当該市町村が指定する投票場所及び指定病院等不在者投票管理者の管理の下で投票する一般的な不在者投票制度と、身体に重度の障害のある選挙人が自宅等現在する場所において投票する郵便による不在者投票制度と、洋上投票制度がある。</p> <p>現行 指定不在者投票所 市庁舎1箇所 指定病院等の数 31箇所 郵便投票証明書発行者数(平成14年6月1日現在有効期限内の者)49名</p>	<p>同左</p> <p>現行 指定不在者投票所 市庁舎1箇所 指定病院等の数 11箇所 郵便投票証明書発行者数(交付より7年間有効)25名</p>	<p>同左</p> <p>現行 指定不在者投票所 町庁舎1箇所 指定病院等の数 3箇所 郵便投票証明書発行者数(平成14年6月1日現在有効期限内の者)5名</p>	<p>同左</p> <p>現行 指定不在者投票所 町庁舎1箇所 指定病院等の数 2箇所 郵便投票証明書発行者数(平成14年6月1日現在有効期限内の者)5名</p>	<p>同左</p> <p>現行 指定不在者投票所 村役場1箇所 指定病院等の数 0箇所 郵便投票証明書発行者数(平成14年6月1日現在有効期限内の者)7名</p>	<p>同左</p> <p>現行 指定不在者投票所 町庁舎1箇所 指定病院等の数 2箇所 郵便投票証明書発行者数1名</p>	

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容		10. 新たに制度を制定 する。(合併と同時) 11. 不在者投票場所については、現行どおり存続させる。不在者投票の処理については、新たに制度を制定する。(合併と同時)			
構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容	
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村		
同左 香良洲町への割り当て人数は 例年4名である。	同左 一志町への割り当て人数は例 年8名である。	同左 白山町への割り当て人数は例 年8名である。	同左 美杉村への割り当て人数は例 年5名である。	・合併後に検察審査員候補者選定規則等を定めるとともに、制度の啓発にも努める。 ・検察審査会津支部事務局とも事前に協議を行う。	
同左 現行 指定不在者投票所 町庁舎1 箇所 指定病院等の数 0箇所 郵便投票証明書発行者数0名	同左 現行 指定不在者投票所 町庁舎1 箇所 指定病院等の数 1箇所 郵便投票証明書発行者数2名	同左 現行 指定不在者投票所 町庁舎1 箇所 指定病院等の数 2箇所 郵便投票証明書発行者数26 名	同左 現行 指定不在者投票所 村庁舎1 箇所 指定病院等の数 1箇所 郵便投票証明書発行者数6名	・不在者投票場所の位置については、選挙人の利便性を図るため人的対応も考慮のう え、合併前の不在者投票場所を存続させる。その場合の二重投票防止対策として、地 域限定とするか、それらのオンライン化を図る。 ・不在者投票済の投票の処理については、指定投票区の設定の方向で検討する。	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
12 他市町村及び船員の不在者投票	<p>一般的な不在者投票制度の中には、仕事等の関係で他の市町村で投票する場合がある。</p> <p>また、船員についてはその就業形態が特別であることから特例的な不在者投票制度として指定港における不在者投票、船舶内の不在者投票、外洋を航行中の船員について、既存の不在者投票の制度では送致が困難な者に対し、ファクシミリ装置を用いて投票することができる洋上投票制度がある。</p> <p>なお、本市の場合指定港ではあるが、洋上投票制度にかかる指定市町村ではない。</p> <p>他の市町村での投票 平成13年参議院選挙時実績80人 洋上投票 平成13年参議院選挙時実績1人</p>	<p>同左</p> <p>なお、本市の場合指定港及び洋上投票制度にかかる指定市町村ではない。</p> <p>他の市町村での投票 平成13年参議院選挙実績11人 洋上投票 実績無し</p>	<p>同左</p> <p>他の市町村での投票 平成13年参議院選挙実績無し 洋上投票 平成13年参議院選挙実績無し</p>	<p>同左</p> <p>他の市町村での投票 平成13年参議院選挙実績3人 洋上投票 実績無し</p>	<p>同左</p> <p>他の市町村での投票 平成13年参議院選挙実績1人 洋上投票 実績無し</p>	<p>同左</p> <p>他の市町村での投票 平成13年参議院選挙実績2名 洋上投票 実績無し</p>
13 後援会事務所等の立札、看板等の証票の交付	<p>選挙が行われていない平常時における政治活動の中で、市(指定都市を除く。)の長及び議会議員の選挙において、立札及び看板の類で掲示できる数は、公職の候補者等1人につき6以内、その後援団体を通じて6以内であり、選挙管理委員会の交付する証票を貼付しなければならない。</p> <p>なお、看板等の大きさは縦150センチメートル以内、横40センチメートル以内でなければならない。</p> <p>証票の有効期間は4カ年で現行証票の有効期限は、平成16年3月末日までとしている。(有効期間途中での申請の場合は残りの有効期間のみとなる。)</p>	<p>同左</p> <p>証票の有効期間は3カ年としている。(有効期間途中での申請の場合は、残りの有効期間のみとなる)</p>	<p>選挙が行われていない平常時における政治活動の中で、町長及び議会議員の選挙において、立札及び看板の類で掲示できる数は、公職の候補者等1人につき4以内、その後援団体を通じて4以内であり、選挙管理委員会の交付する証票を貼付しなければならない。</p> <p>なお、看板の大きさは縦150センチメートル以内、横40センチメートル以内でなければならない。</p> <p>証票の有効期間は3カ年としている。なお、途中交付の場合の有効期限は正規の交付の残期間としている。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>証票の有効期間は4年であるが、終期を統一しているため、現在交付している証票の期限は17年3月31日である。</p>	<p>同左</p> <p>証票の有効期間は、交付した日から3年である。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調 整 の 内 容		12. 現行のまま新市に引き継ぐ。 13. 新たに制度を制定する。(合併と同時)		
構 成	市 町	村 の	現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	・指定港における不在者投票制度は市町村で決定するものでなく、現在は津市のみであり、各市町村とも洋上投票制度にかかる指定市町村ではないため現行のとおり存続していく。
同左 他の市町村での投票 平成13年参議院選挙実績1人 洋上投票 実績無し	同左 他の市町村での投票 平成13年参議院選挙実績無し 洋上投票 実績無し	同左 他の市町村での投票 平成13年度参議院選挙実績1 名 洋上投票 実績無し	同左 他の市町村での投票 平成13年参議院選挙実績 な し 洋上投票 平成13年参議院選挙実績 な し	
同左	同左	同左	同左	・立札、看板の類の枚数及び大きさについては、公職選挙法の規定に基づくものであるが、有効期間は4年で、途中での申請は残りの有効期間についてのみとすることで調整する。 ・設置場所の確認方法等の検討を要する。
交付実績なし	証票の有効期間 3年 ・ただし、期間の途中で許可し た場合は残存期間とする。	証票の有効期間は4カ年で現 行証票有効期間は平成14年6 月1日から平成18年5月31日ま までとしている。 (有効期間途中での申請の場 合は、残りの有効期間のみとな る。)	証票の有効期限は4カ年として いる。	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
14 投票関係(投票区)	投票区は、原則として市町村の区域によることになっているが、市町村の選挙管理委員会が必要と認める場合には、市町村の区域を分けて投票区を設けることができる。 現在46の投票区が設けられている。	同左 現在22の投票区が設けられている。	同左 現在8の投票区が設けられている。	同左 現在5の投票区が設けられている。	同左 現在、旧村単位に3の投票区が設けられている。	同左 現在4の投票区が設けられている。
15 投票関係(投票事務従事者の選任、配置及び投票事務)	投票事務従事者の選任、配置及び投票事務について、現在までのところ一般職(事務職)を中心に全て市職員で対応している。	同左	同左	同左	同左	同左
16 投票関係(投票立会人の選任)	投票立会人は、各投票区の選挙人名簿に登録された者の中から市町村の選挙管理委員会が2人以上5人以下の範囲内で選任する。 現在3人の選任を行っている。	同左 現在2人の選任を行っている。	同左 津市に同じ	同左 久居市に同じ	同左 同左	同左 投票区毎に4人を選任し、投票時間を半分で割り、2人交代制で行っている。
17 投票関係(投票立会人の報酬)	現在投票立会人の報酬として、条例で月額12,000円と定めている。	現在投票立会人の報酬として、条例で月額10,800円と定めている。	現在投票立会人の報酬として、条例で月額15,000円と定めている。	現在投票立会人の報酬として、条例で月額16,000円と定めている。	河芸町に同じ	現在立会人報酬として、条例で選挙1回につき、15,000円と定めている。 (但し、2人交代のため1人当たり7,500円となる。)

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 15. 現行のまま新市に引き継ぐ。 16. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 17. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 現在3の投票区が設けられている。	同左 現在16の投票区が設けられている。	同左 現在10の投票区が設けている。	同左 現在15の投票区が設けられている。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の投票区の現状維持を基本とするが、選挙の種類等も勘案のうえ、地域の実情に配慮しつつ再編成する。
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬条例等で規定されている投票管理者以外の一般投票事務従事者へ管理職員を登用することは、原則として行わない。
同左 久居市に同じ	同左 現在3人～5人の選任を行っている。	同左 久居市に同じ	同左 現在2人若しくは3人の選任を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・投票時間が延長されたことから、最低でも3人の選任で調整する。 ・投票立会人の選考方法についても、女性、若年層の選任を重視するなどの調整をする。
現在投票立会人の報酬として、条例で月額10,800円と定めている。	同左	同左	本村では現在投票立会人の報酬として、条例で1回14,500円と定めている。	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
18 投票関係(ポスター掲示場の設置)	公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、46投票区ごとに定め総数333箇所を設置している。	公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、22投票区ごとに定め総数146箇所を設置している。	公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、8投票区ごとに定め総数54箇所を設置している。	公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、5投票区ごとに定め総数36箇所を設置している。	公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、3投票区ごとに定め総数25箇所を設置している。	公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、4投票区ごとに定め、総数35箇所を設置している。
19 投票関係(選挙公報の作成及び配布)	<p>条例に基づき様式及び印刷方法等を定めている。</p> <p>配布方法は7新聞への折込により各世帯への配布を行っているほか市内の公共施設38箇所、郵便局30箇所に選挙公報補完箱を設置している。</p> <p>また、新聞を購読していないなど選挙公報の届かない場合は、申し出により郵送あるいは直接配布している。</p>	<p>条例に基づき様式及び印刷方法等を定めている。</p> <p>配布方法は各自治会への依頼、自治会未加入者へは郵送</p>	<p>町議会議員及び町長の選挙における選挙公報は発行していない。</p> <p>国政・県政選挙の公報は、自治会長を通じて全戸配布する。</p>	<p>町議会議員及び町長の選挙における選挙公報は発行していない。</p> <p>県政・国政選挙の公報は、区長(自治会長)を通じて、全世帯に配布する(一部郵送)。</p>	<p>村長・村議会議員の選挙公報は作成していない。</p> <p>県政・国政選挙の公報は、区長(自治会長)を通じて、全世帯に配布する(一部郵送)。</p>	<p>町議会議員及び町長の選挙における選挙公報は発行していない。</p> <p>配布方法は自治会長への発送により各世帯への配布を行っている。</p>
20 投票関係(投票所入場券)	現在、選挙人に対する投票所の案内と投票所における受付事務の迅速化を図るため、当該投票所の場所の略図が印刷された入場券(1世帯4人までは連結)を封筒で世帯ごとに郵送している。	現在選挙人に対する投票所の案内を郵送している。次回選挙より投票場所までの略図を印刷した入場券(1世帯8人まで同封)を世帯ごとに郵送する。	現在、選挙人毎に入場券を郵送している。	入場券を選挙人ごとに郵送している。略図は経費が高くなるので印刷していない。	現在、選挙人に対する投票所の案内と投票所における受付事務の迅速化を図るため、当該投票所の名称が印刷された入場券(1世帯4人までは連結)を封筒で世帯ごとに郵送している。入場券の発送は郵送(村内特別割引料金)で。	現在、選挙人に対する投票所の案内と投票所における受付事務の迅速化を図るため、入場券(ハガキ)を選挙人毎に郵送している。
21 投票関係(議会議員、首長選の投票用紙等)	不在者投票及び選挙の当日、投票所において選挙人に交付される投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるものとされている。用紙の管理及び投票所への搬送方法 枚数等の確認を投票日2～3日前から投票管理者(市職員)に依頼し、その後の管理と投票所への搬送も合わせて行ってもらっている。	同左 用紙の管理及び投票所への搬送方法 選挙人名簿と同時に用紙も投票管理者に渡し投票所への搬送を行ってもらっている。	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	18. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 19. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 20. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 21. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、3投票区ごとに定め総数21箇所を設置している。	公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、16投票区ごとに定め、総数85箇所を設置している。	公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、10投票区ごとに数を定め、総数81箇所を設置している。	公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、15投票区ごとに定め総数80箇所を設置している。	・公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、各投票区の特性を考慮して設置するものとする。
選挙公報の作成規定はない。配布方法は、各地区(10区)の配布員による配布を行っている。	町独自で選挙公報の作成は行っていない。 国・県等の選挙における選挙公報については、通常文書等配達日には別に日を設け、自治会長を経由して全世帯に配布している。 なお、自治会に加入していない世帯には、郵送している。	選挙公報(町長・町議会選挙を除く)の配布については、各自治会(区長等)に配布依頼を行い、各世帯に配布している。 ただし、自治会に加入していない世帯は、各世帯に郵送している。	条例及び規程に基づき様式及び印刷方法等を定めている。 配布方法は郵便により各世帯に1部直送している。	・議会議員、首長選挙において選挙公報を発行することとし、条例、規程等を定めることとする。 ・配布方法等について、新聞折り込みを基本として未購読者への対応、各地域の状況を勘案し、郵送などの方法を考慮のうえ、調整する。
各世帯ごとに封書にて郵送している。(男 白地、女 赤地に印刷)	現在、選挙人に対する投票所の案内と投票所における受付事務の迅速化を図るため、入場券(1世帯4人までは連結)を封筒で世帯ごとに郵送している。	現在、選挙人に対する投票所の案内と投票所における受付事務の迅速化を図るため、入場券(1世帯4人までは連結)を封筒で世帯ごとに郵送している。	現在、選挙人に対する投票所の案内と投票所における受付事務の迅速化を図るため、当該投票所名が印刷された入場券(1世帯4人までは連結)を封筒で世帯ごとに郵送している。	・入場券の作成については、事務の効率性及び選挙人の利便性から投票所の案内略図を印刷する。
同左	同左	同左	同左	・用紙等について、取扱規程により定める。 ・投票所への搬送方法は、現行通りとする。
用紙の管理及び投票所への搬送方法 投票当日の朝投票管理者に渡し投票所への搬送をしてもらっている。	用紙の管理及び投票所への搬送方法 投票管理者に前日に渡し、その後の管理と投票所への搬送を行ってもらっている。	用紙の管理及び投票所への搬送方法 前前日に投票所従事者(職員)に渡しその後の管理と投票所への搬送を行ってもらっている。	同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
22 議会議員、首長選における選挙運動の届出	選挙運動については、選挙事務所への設置、選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用通常葉書の使用、新聞広告、選挙公報の発行、自動車・船舶及び拡声器の使用、個人演説会の開催等があるが、それぞれについて公職選挙法、公職選挙法執行規程により届出が必要である。	同左	選挙運動については、選挙事務所への設置、選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用通常葉書の使用、新聞広告、自動車・船舶及び拡声器の使用、個人演説会の開催等があるが、それぞれについて公職選挙法により届出が必要である。	同左	同左	同左
23 議会議員、首長選における選挙運動の管理(選挙公営、公営施設の個人演説会等)	法律及び条例に基づき、選挙公営に関わる事務や公営施設使用の個人演説会の申し込み事務等を行っている。	同左	同左	同左	同左	同左
24 開票関係(開票所)	開票所は、開票を行うための施設で市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けられる。(原則として1開票区1開票所のため、開票区を増やさない限り1開票所となる。また通常開票区は、市町村の区域となる。) 開票所は、津市体育館又は三重産業振興センター	同左 開票所は久居市総合福祉会館(通常)、久居市立誠之小学校体育館(4つ以上の選挙の場合)	同左 開票所は、町民体育館	同左 開票所は芸濃町総合文化センターアリーナ	同左 開票所は、村福祉センター	同左 開票所は通常、安濃町体育館

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	22. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 23. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 24. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・立候補予定者説明会、届出書類等の事前審査は実施することとする。 ・新市長選挙は暫定選挙管理委員会で執行する。
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公営の範囲については、現行制度の中で最大のものを採用していくことで調整する。 ・公営による個人演説会については、現行のとおり取り扱うものとする。 ・その他手続及び様式等については、条例、規程等の整備により実施していくこととする。
同左 開票所は、香良洲町公民館又はサンデルタ香良洲	同左 開票所は、町中央公民館	同左 開票所は、白山町町民会館	同左 開票所は、美杉村総合開発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・開票所として合併後のどの地域からでも、投票箱等用品の搬送、事務効率、距離間等総合的に勘案して場所の決定をする。 ・投票所から開票所までの距離、時間に問題があれば、投票時間の繰り上げとともに合併直後の選挙等においては、複数の開票区での実施も検討する。また、開票所への搬送に係る交通安全面の確保についても検討する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
25 開票関係(選挙長、開票管理者等の選任及び報酬)	<p>選挙長、開票管理者1人の選任は通常選挙管理委員会委員長とし、報酬としては日額11,500円としている。</p> <p>選挙立会人、開票立会人は法の規定により3人から10人の範囲内で選任し、報酬としては日額10,000円としている。</p> <p>開票時における選挙長、開票管理者以外の委員の立会時の報酬は無し</p>	<p>選挙長、開票管理者1人の選任は通常選挙管理委員会委員長とし、報酬としては日額10,700円としている。</p> <p>選挙立会人、開票立会人は法の規定により3人から10人の範囲内で選任し、報酬としては日額8,900円としている。</p> <p>同左</p>	<p>選挙長、開票管理者1人の選任は通常選挙管理委員会委員長とし、報酬としては日額(1回)23,000円としている。</p> <p>選挙立会人、開票立会人は法の規定により3人から10人の範囲内で選任し、報酬としては日額(1回)15,000円としている。</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>選挙立会人、開票立会人は法の規定により3人から10人の範囲内で選任し、報酬としては日額16,000円としている。</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>河芸町に同じ</p> <p>選管委員長以外の委員には、選挙時に15,000円を年額報酬とは別に支給している。</p>	<p>選挙長、開票管理者1人の選任は選挙管理委員会委員長とし、報酬としては選挙1回につき23,000円としている。</p> <p>選挙立会人、開票立会人は法の規定により3人から10人の範囲内で選任し、報酬としては選挙1回につき15,000円としている。</p> <p>同席する選挙管理委員の報酬は、選挙1回につき6,900円としている。</p>
26 開票関係(開票事務従事者の選任、開票作業)	<p>開票事務従事者の選任、配置及び開票作業については、現在までのところ、すべて一般職(事務職)を中心に職員で対応している。</p>	同左	同左	同左	同左	同左
27 投、開票従事者の手当	<p>管理職員以外の職員が投、開票業務に従事した場合は、1時間当たりの時間外勤務手当に勤務時間を乗じた金額をもって支給している。</p> <p>管理職員については、管理職員特別勤務手当で対応している。</p>	同左	同左	同左	同左	<p>同左</p> <p>管理職員についても、職員の給与に関する条例第16条の2の規定により、選挙事務の従事に関しては、時間外勤務手当の支給が認められるため、上記と同額を支給している。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	25. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 26. 現行のまま新市に引き継ぐ。 27. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
久居市に同じ	同左	同左	選挙長、開票管理者1人の選任は通常選挙管理委員会委員の内から選任、報酬としては1回10,400円としている。	
久居市に同じ	同左	同左	選挙立会人、開票立会人は法の規定により3人から10人の範囲内で選任し、報酬としては1回8,600円としている。	
久居市に同じ	選管委員が開票に立ち会うときの報酬は、選管委員報酬5,000円としている。	選挙管理委員の開票立会報酬は、開票立会人報酬(8,900円)と同額を支給している。		
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・開票事務従事者に管理職員を登用することは、極力避ける方向で進める。 ・開票所として、選挙人数を考慮しつつ効率化が図れる面積の施設を選定する。
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の手当については、一元化に向けて調整する。
津市に同じ	同左	同左	同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
28 在外投票関係	<p>平成10年5月の公職選挙法の改正により創設された在外選挙制度は、国外に居住する日本国民に選挙権行使の機会を保障するもので、在外選挙人名簿の登録と在外投票の2本柱から成り立っている。</p> <p>在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所地又は申請時における本籍、性別及び生年月日等が記載されて指定在外選挙投票区ごとに編成される。また、申請に基づく随時登録である。</p> <p>一方在外投票には、選挙人自らが在外公館の長の管理する投票を記載する場所に向いて行う在外公館投票とそこに行くことが著しく困難である者に認められる郵便投票、選挙人自らが市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所に向いて行う帰国投票がある。</p>					
	<p>平成13年 参議院選挙時実績 登録者数 65人 投票者数 17人</p>	<p>平成13年参議院選挙時 登録者数 15人 投票者数 3人</p>	<p>平成13年参議院選挙時 登録者数 7人 投票者数 1人</p>	<p>平成13年参議院選挙時実績 登録者数 2人 投票者数 1人</p>	<p>平成13年参議院選挙実績 登録者数 2人 投票者数 0人</p>	<p>平成13年参議院選挙実績 登録者数 4人 投票者数 2人</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	28. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	・指定在外選挙投票区は、合併後の新市の帰国投票場所にもっとも近い所を指定することで調整する。 ・帰国投票場所についても、合併後の新市の選挙管理委員会の所在地(1箇所)を指定することで調整する。
平成13年参議院選挙実績 登録者数 1人 投票者数 0人	平成13年参議院選挙実績 登録者数 2人 投票者数 0人	平成13年度参議院選挙実績 登録者数 4人 投票者数 2人	平成13年度参議院選挙実績 登録者数 2名 投票者数 1名	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
29 監査委員	定数3人(識見を有する者2人、議員1人) 給与・報酬月額 識見を有する者 常勤委員 550,000円 (他に期末手当等の支給あり) 非常勤委員 200,000円 議会選出委員 48,000円※ 常勤委員の手当については、期末手当及び退職手当のみである。	定数2人(識見を有する者1人、議員1人) 報酬月額 識見を有する者 非常勤委員 200,000円 議会選出 35,000円	同左 報酬月額 識見を有する者 非常勤委員 39,000円 議会選出 26,000円	同左 報酬月額 同左	同左 報酬月額 識見を有する者 非常勤委員 37,000円 議会選出 26,000円	同左 報酬月額 識見を有する者 非常勤委員 50,000円 議会選出 26,000円
30 定期監査	年間計画に基づき部(局)単位で全課等に対し年1回実施している。(ただし、学校・幼稚園・保育所・支所は3年で一巡するように実施。) 監査の約1週間前に事務局職員による予備調査を実施している。 事務局職員定数 6人	年間計画に基づき部(局)単位で全課等に対し年1回実施している。(ただし、学校・幼稚園・保育所・公民館は2年で一巡するように実施。) 事務局職員定数 2人	年間計画に基づき、各課等に対し年1回実施している。 予備監査は実施していない。 事務局職員 1人(兼務)	毎年2月に全課(学校、幼稚園、保育園含む)に対し年1回実施している。事前に調査書類は提出を求めている。 事務局職員定数 1人	各課、村立学校・幼稚園に対しては、年間計画に基づき、年1回実施している。 事務局は、条例で設置していない(地方自治法第200条第2項)。議会事務局で兼務しているため、村職員定数条例には、規定していない(兼務職員 2名)。資料の作成は事前に各課に指示し、当日提出させている。 村条例における名称は「定例監査」である。	年間計画に基づき課単位で全課等に対し年1回実施している。 事務局職員定数 2人(兼任)
31 工事監査	概ね1億円以上の土木・建築工事の中から、年間3件程度を抽出して委託により実施している。	—	例月出納検査の中で随時聞き取り検査を実施。	—	村条例に規定していない(随時監査の条項を適用し、随時行っている)。 対象となる事業の基準は定められていないが、監査委員の協議によりその都度指定する。 平成13年度は、1件実施した。	定期監査と平行して実施。
32 随時監査	13年度については、工事監査を実施。	13年度については、実施請求がなかった。	—	—	随時監査(地方自治法第199条第5項) 3日前に、村長及び関係のある委員会に通知する。 13年度は実施していない。	定期監査で実施できなかったことについて行っている。 13年度では実施せず。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	29. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 30. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 31. 新市に移行後、速やかに調整する。(監査委員選任後速やかに) 32. 新市に移行後、速やかに調整する。(監査委員選任後速やかに)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 報酬月額 識見を有する者 非常勤委員 57,000円 議会選出 37,000円	同左 報酬月額 識見を有する者 非常勤委員 70,000円 議会選出 47,000円	同左 報酬月額 識見を有する者 非常勤委員 58,000円 議会選出 47,000円	同左 報酬月額 識見を有する者 非常勤委員 114,000円 議会選出 39,000円	・委員の定数は、地方自治法の規定に基づき、政令に定める市(人口25万人以上の市)は4名、その他の市は3名となっている。 ・委員の選任については、議会の同意が必要とされる。なお、議会の選任同意を得るまでの間は、監査委員は不在となる。
年間計画に基づき全課等に対し年2回実施している。 事務局職員定数 2人(兼務)	年間計画に基づき、庁内定期監査(3日間)、庁外定期監査(各保・幼・小・中等各施設一巡6日間)を年1回実施している。 監査の約2週間前に監査室職員による予備審査を実施している。(内訳 職員1人、嘱託職員1人)	年間計画に基づき、課(局・室)単位に対し年1回実施している。 また、出先機関(学校・幼稚園・保育所・支所等)についても毎年出先場所において実施している。 監査資料等を事前に連絡し、事務局職員による予備調査を実施している。 事務局職員定数 1人	各課・住民センター・学校・幼稚園・保育所・各施設について、年間計画に基づき実施。学校、幼稚園、保育所、住民センター、各施設について現場調査。 各課については出席を要請し、聞き取り調査を実施。 事務局職員定数 1人	・監査の回数及び予備調査を含めた実施方法については、広大となる区域及び行政組織を踏まえて調整する。
概ね1億円以上の工事の中から年間1件を抽出して実施している。	-	定期監査と併せ、土木・建築工事の中から、抽出して現場監査を行う。	工事金額が高い土木、建築工事の中から12～13件程度を抽出して、現地調査を実施。	・実施件数及び実施方法(工事の抽出方法)について、広大となる区域及び行政組織を踏まえて調整する。
-	-	定期監査の中で実施している。	補助金、負担金、委託料の執行状況について各課に出席を要請し、監査を実施。	・監査委員が必要と認める監査については、実施件数、実施方法について、広大となる区域及び行政組織を踏まえて調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目			専門部会	総務・企画部会		
関係項目			分科会	総務分科会		
区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
33 行政監査	13年度においては、「印刷物における再生紙の活用状況について」をテーマに、定期監査の中で実施。	13年度より「公有財産について」をテーマに実施し、13年度は中間報告を作成。14年度も同テーマで引き続き実施。定期監査とは別で行なっている。	行政監査としては実施していない。定期監査の中で事務監査的に実施している。	—	定期監査の中で実施する。	現状として定期監査の中で実施
34 財政援助団体等監査	出資率が50%以上の団体については年1回、25%以上50%未満の団体については2年に1回実施している。また、補助金等の額が100万円以上の団体についても、事業の状況を考慮し、必要に応じ実施している。	補助金や出資金を出している相手団体について、1年に1度、2団体を抽出して実施。	決算完了団体を抽出実施することとしているが、実績としては社会福祉協議会のみ実施している。	定期監査時において、必要に応じ実施している。 主に第3セクター(芸濃町公益事業協会)	村条例に規定がないため、対象団体となる基準が定められていないが、村からの補助金、助成金の額が特に大きい、美里村社会福祉協議会、美里さつき保育園に対して毎年行っている。	年1回定期監査と平行して実施している。
35 住民監査請求	13年度請求件数 1件 請求を受けた日から、7日以内に監査に着手しなければならない。	13年度請求件数 4件 請求を受けた日から、7日以内に監査に着手しなければならない。	実績なし。	13年度請求件数0件。請求を受けた日から15日以内に監査に着手しなければならない。	住民監査請求があった場合には、監査委員は7日以内に着手しなければならない。 13年度請求件数 0件 村条例における名称は「特別監査」である。	13年度請求件数 0件 請求を受けた日から、7日以内に監査に着手しなければならない。
36 例月出納検査	毎月20日以降に、一般・特別会計及び2公営企業会計(水道事業会計・駐車場会計)について実施。 実施方法については、事務局職員が計数等の確認を行い委員に報告している。また、支払証書類における疑問点は、事前に照会し、検査当日に回答してもらっている。 検査当日は、副収入役が委員に内容を説明し、委員より質問を受ける形をとっている。	毎月20日以降に、一般・特別会計及び公営企業会計(水道事業)について実施。 実施方法については、事務局職員が計数や支払証書類等の確認を行い委員に報告している。 検査当日は、収入役が委員に内容説明を実施し、質疑応答している。	毎月15日から25日までの間に一般会計、特別会計(企業会計含む)について実施。 実施方法については、関係諸帳簿、証拠書類等の確認、聞き取り調査により実施。	毎月25日におこなう。休日やむを得ない時は順延、一般・特別会計及び公営企業会計(水道事業会計)について実施。実施方法については、出納室職員が計数等の確認をおこない委員に報告している。支払証書類における疑問点は検査当日に回答している。	毎月15日に行う。 一般・特別会計について実施。実施方法については、月例検査書類及び支払証書類を当日提出する。また、支払証書類における指摘事項が示された場合は、その都度回答する。	毎月20日以降に、一般・特別会計及び2公営企業会計(水道事業会計)について実施。 実施方法については、事務局職員が計数等の確認を行い委員に報告している。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	33. 新市に移行後、速やかに調整する。(監査委員選任後速やかに) 34. 新市に移行後、速やかに調整する。(監査委員選任後速やかに) 35. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時) 36. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
行政監査については、定期監査の中で実施している。	各種事業の進捗状況、貸付事業・公営企業(水道事業)の収納状況を例月出納検査の中で実施	地方自治法に基づき毎年定期監査を実施し、執行状況等を監査し指導等を行っている。	-	・監査委員が必要と認める監査については、実施件数、実施方法について、広大となる区域及び行政組織を踏まえて調整する。
香良洲町社会福祉協議会の監査を年1回実施している。	一志町社会福祉協議会を年1回 JA三重中央農協、一志町商工会を3年に1回 小額助成団体についても、事業の状況を考慮し、必要に応じて実施している。	出資率に関係なく、援助団体を抽出し、年1回実施している。 主に、第三セクター・商工会・農協・森林組合等である。	交付団体等関係者に出席を要請し実施している。	・実施件数及び実施方法(対象団体の選定方法)について、広大となる区域及び行政組織を踏まえて調整する。
請求件数 無し	13年度請求件数 0件	本町は、実績がない。	本村は、請求実績なし。	・7日以内で調整する。
毎月25日前後に一般・特別会計について実施	毎月25日(休日にあたる場合等は変更することができる)に、一般・特別会計・公営企業会計及び特別地方公共団体(一志町波瀬財産区会計)について実施。 実施方法については、監査室職員が計数等の確認を行い委員に報告している。また、支払証書類における疑問点は、事前に照会し、検査当日に収入役より回答してもらっている。	毎月20日以降(25日頃)に、一般・特別会計及び公営企業会計(水道事業会計)について実施。 実施方法については、事務局職員が計数等の確認を行い委員に報告している。また、支払証書類における疑問点は、事前に照会し、検査当日に回答してもらっている。検査対応は、収入役室が行っている。	毎月25日に実施(休日の場合は繰り下げ)各会計及び各種基金の月末残高照会。 支出証拠書に疑問点があれば、当日担当課に説明を要請。 事務局職員が事前に計数等の確認を行っている。	・実施日については、幅を持たせた形で調整する。 ・特別地方公共団体の実施についても調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
37 決算審査	<p>議会の認定時期については、一般・特別会計は12月議会、公営企業会計は通常9月議会である。</p> <p>審査方法については、決算書等の計数の確認及び内容等の調査を行い、疑問点については、その都度主管課に説明を求めている。</p> <p>その結果に基づき、事務局において意見書案を作成し、監査委員と意見の調整を行い、意見書を作成している。</p>	同左	同左	<p>決算審査は毎年8月に実施し、9月議会で一般・特別会計の決算認定を受けている。</p> <p>審査方法については、決算書等の計数の確認及び内容等の調査を行い、疑問点については、その都度主管課に説明を求めている。その結果に基づき、監査委員及び事務局において意見書案を作成している。</p>	<p>決算審査は毎年8月に実施し、9月議会で一般・特別会計の決算認定を受けている。</p> <p>決算及び証書類の審査についての意見は、審査に付された日から10日以内に村長に提出しなければならない。</p> <p>審査方法については、決算書等の計数の確認及び内容等の調査を行い、疑問点については、その都度主管課に説明を求めている。</p> <p>その結果に基づき、監査委員及び事務局において意見書案を作成している。</p>	<p>議会の認定時期については、一般・特別会計は9月議会、公営企業会計は6月議会である。</p> <p>審査方法については、決算書等の計数の確認及び内容等の調査を行い、疑問点については、その都度主管課に説明を求めている。</p> <p>その結果に基づき、監査委員が意見書を作成している。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	37. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>議会の認定時期については、一般・特別会計は9月議会である。</p> <p>審査方法については、決算書等の計数の確認及び内容等の調査を行い、疑問点については、その都度主管課に説明を求めている。</p> <p>その結果に基づき、事務局において意見書案を作成し、監査委員と意見の調整を行い、意見書を作成している。</p>	<p>議会の認定時期については、一般・特別・公営企業会計は9月議会である。</p> <p>審査方法については、決算書等の計数の確認及び内容等の調査を行い、疑問点については審査当日主管課に説明を求めている。</p> <p>その結果に基づき、事務局において意見書を作成し、監査委員と意見の調整を行い意見書を作成している。</p>	<p>議会の認定時期については、一般・特別会計、公営企業会計は通常9月議会に上程し、決算特別委員会に付託され、12月議会で可決される。</p> <p>審査方法については、決算書等の計数の確認及び内容等の調査を行い、所属課別に説明を求めている。</p> <p>その結果に基づき、事務局において意見書案を作成し、監査委員と意見の調整を行い、意見書を作成している。</p>	<p>決算書等の計数の確認及び内容等を調査し、各課に出席要請、説明を受ける。</p> <p>その結果に基づき事務局へ意見書案を作成、監査委員と協議し、意見書を作成し、9月議会に提出。</p> <p>議会、決算特別委員会で審議し12月議会で認定。</p>	<p>・決算審査の時期については、新市において決定された決算認定の時期に合わせて対応する。実施方法については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
38 市章関係事務	市会の議決を経て市章を定める	同左	同左	同左	同左	同左
39 市民歌関係事務	市民歌を決定し、普及啓発する	—	津市に同じ	—	津市に同じ	同左
40 市民憲章関係事務	市民憲章を決定し普及、啓発する	同左	同左	同左	同左	同左
41 市の木、花・鳥等関係事務	市の木、花・鳥等を決定、普及、啓発	同左	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	38. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 39. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 40. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 41. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	・新市において、新たに定めるものとする。
-	-	津市に同じ	同左	・新市において、新たに定めるものとする。
同左	同左	同左	同左	・新市において、新たに定めるものとする。
同左	同左	同左	同左	・新市において、新たに定めるものとする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
42 市制実施事務	市の市制の施行 明治22年4月1日市政実施	昭和45年8月1日市制施行	昭和29年10月15日、町制施行	昭和31年9月30日町制実施	昭和29年9月25日村制施行	昭和52年1月15日町制施行
43 儀式式典・表彰に関すること	津市表彰規則及び津市職員表彰規則に基づく表彰及び市制施行等の記念式典に関する事務	市政功労者に対する表彰の実施 表彰は毎年市制施行記念日の8月1日に実施	表彰については、河芸町表彰規則に基づく表彰及び町制施行等の記念式典に関する事務	職員の永年勤続表彰の規程なし。 三重県町村会の自治功労者（勤続25年以上）表彰に推薦を行っている。	職員の永年勤続表彰の規定なし。 三重県町村会の自治功労者（勤続25年以上）表彰に推薦を行っている。 村制施行等の記念式典に関する事務	安濃町表彰規則等に基づく表彰及び町政施行等の記念式典に関する事務
44 叙位・叙勲・褒章に関すること	条例、規則等はないが、関係各部署へ照会を行い、取りまとめ、申請を行なっている。	担当課が申請。 地方自治功労については企画課が申請。	条例、規則等はないが、関係各部署へ照会を行い、取りまとめ、申請を行っている。	条例、規則等はないが、総務課で、関係各部署へ照会を行い、取りまとめ、申請を行なっている。 教育関係（退職校長等）の叙位叙勲は、教育委員会で申請事務を行っている。	条例、規則等はないが、総務課で、関係各部署へ照会を行い、取りまとめ、申請を行なっている。 教育関係（退職校長等）の叙位叙勲は、教育委員会庶務課で申請事務を行っている。	条例、規則等はないが、関係各部署へ照会を行い、取りまとめ、申請を行なっている。
45 名誉市民に関すること	津市名誉市民条例に基づく表彰など	久居市名誉市民条例に基づく表彰など	—	—	美里村名誉村民条例 対象 公共の福祉増進、産業文化の進展又は本村に貢献して、功労特に顕著な者 選考 村長の推薦により、議会の議決を経て、決定する。 過去実績 2名	名誉町民に関する規定

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	42. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 43. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 44. 現行のまま新市に引き継ぐ。 45. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
昭和42年7月1日町制施行	昭和30年1月15日町制施行	昭和30年3月15日町制施行	昭和30年3月15日村制施行	・新市の発足日をもって、市制施行日とする。
香良洲町職員表彰規則等に基づく表彰及び町政施行等の記念式典に関する事務	一志町表彰規則に基づく表彰事務及び、記念式典等に関する事務	白山町表彰条例に基づく表彰及び町政施行等の記念式典に関する事務	美杉村職員表彰規則に基づく表彰に関する事務	・現行の表彰基準等を基本に調整するものとする。 ・職員表彰規則(永年勤続表彰)については、廃止の方向で調整する。
条例、規則等はないが、対象予定者リストを作成し、その都度申請を行なっている。	事務担当課 自治功労・消防は総務課 教育関係は教育委員会事務局 その他は関係各課	町の条例、規則等はないが、関係各所属課へ照会を行い、取りまとめ、申請を行なっている。	条例、規則等はないが、関係各部署へ照会を行い、取りまとめ、申請を行なっている。	・取り扱い部署は、組織等の関係の中で調整するものとする。
香良洲町名誉町民条例に基づく表彰など	一志町名誉町民条例に基づく表彰に係る事務	-	美杉村名誉村民条例に基づく表彰(村長推薦、議会同意)など	・基準については、新市において調整するものとする。 ・従前の名誉市町村民については、その称号を新市に引き継ぐものとする。